③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成14年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、⑸②に掲げる工事に監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

④　経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成14年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、⑸③に掲げる工事に監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

⑤　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑥　②、③及び④において当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満であるものを除く。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　本工事に係る施工計画の提出にあたって、参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、施工計画を提出すること。ただし、技術提案により入札に参加しようとする者は、技術提案に基づく施工計画を提出すること。なお、特定建設工事共同企業体において、標準案又は技術提案に基づく施工計画の提出は１提案とする。

⑿　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は、価格及び⑶②に示す評価項目をもって入札を行い、⑵の要件全てに該当する者のうち、⑶によって得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、⑷による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

⑶　評価項目と評価基準

①　標準案を満足する者に標準点100点を与え、技術提案等の評価結果に応じて加算点最大40点を与え、さらに施工体制の評価結果に応じて施工体制評価点最大30点を与える。

②　評価項目は次のイ）とし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。

イ）標準案と異なる施工方法等に関する提案として企業に求める技術提案

指定テーマは「頂版または躯体コンクリートの品質向上に資する施工に関する技術提案」及び「鋼管矢板井筒の施工に関する技術提案」とする。

③　施工体制の評価項目は、次のとおりとし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。

イ）品質確保の実効性

ロ）施工体制確保の確実性

⑷　⑴において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引き落札者を決定する。

⑸　技術提案の採否等については、競争参加資格の確認結果に併せて通知する。

なお、技術提案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これ以外のものについては入札を無効とする。

⑹　技術提案資料作成説明会

技術提案資料作成説明会は行わない。

⑺　技術提案資料のヒアリングは必要に応じて行うものとし、その場所、日時等の必要事項は別途通知する。

⑻　施工体制評価項目を審査するため、開札後速やかにヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求めることがある。

⑼　実施上の留意事項

①　受注者が競争参加資格通知時に「可」として通知された「技術提案」について、受注者の責により提案内容が履行できなかった場合、「請負工事成績評定」の減点を行う。（入札説明書参照）

なお、「技術提案」が履行できなかった場合は、「請負工事成績評定」の減点に加え、違約金の徴収を行う。（入札説明書参照）

②　受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局

〒730―0004 広島市中区東白島町14―15ＮＴＴクレド白島ビル13階　①中国地方整備局総務部経理調達課契約管理係　電話082―511―3903　②中国地方整備局港湾空港部品質確保室業務審査係　電話082―511―3927

⑵　入札説明書の配付期間、場所及び方法

①　配付場所：Webサイト「入札情報サービス（ＰＡＳ）」（http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/）からのダウンロードによる配付。（詳細は上記Webサイトの「入札説明書等のダウンロードについて」参照。）なお、上記Webサイトは中国地方整備局港湾空港部ホームページ（http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kouwan/index.html ）の入札・契約情報／発注情報（工事・コンサルタント）／からも閲覧可能。

②　配付期間：平成24年10月２日から平成24年12月20日10時00分から16時00分まで。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成24年10月２日から平成24年11月１日10時00分から16時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により行うこと。なお、持参による場合は平成24年10月２日から平成24年11月１日までの10時00分から16時00分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記⑴②に持参すること。

⑷　入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、平成24年12月20日15時30分までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、中国地方整備局総務部経理調達課に平成24年12月20日15時30分までに持参又は郵送（書留等の配達の記録が残るもの）により提出すること。

開札は、平成24年12月21日15時30分に中国地方整備局白島庁舎入札室にて行う。